



# 埼玉県報

第 629 号  
令和 7 年(2025 年)  
6 月 27 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（情報システム戦略課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

### 告示

- 公文書の開示の実施状況の公表（文書課）
- 埼玉県庁舎ほか 72 施設で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事に関する入札公告（入札課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福

祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 保育士登録業務に係る手数料徴収事務委託(こども支援課)
- 備前堀土地改良区の役員就退任届(加須農林振興センター)
- 西吉見南部土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 幸手都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示(建築安全課)
- 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類の一部を改正する告示(建築安全課)
- 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示(建築安全課)
- 手数料を減免する建築物等の一部を改正する告示(建築安全課)
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物の一部を改正する告示(建築安全課)
- 携帯型プリンタ等の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- ネットワーク型監視カメラ装置の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 県道秩父上名栗線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 総A除)025水整第801号大久保浄水場生物活性炭吸着池機械設備工事に関する入札公告(入札課)
- 財政的援助団体等の監査結果の報告(監査第一課)
- 監査結果の公表(監査第一課)
- 措置通知の公表(監査第一課)

## 規 則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日  
を定める規則をここに公布する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第八十七号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条  
例第五号）附則第三号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月一日とする。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(7)の項ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、同法第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は同法第3条に規定する助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両 別記様式第1の6の標章

第2条の2第1項の表(7)の項オ中「平成6年12月1日付け児発第1033号「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該慢性疾患ごとに厚生労働大臣が定める平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号「疾患の状態の程度」第8表中の色素性乾皮症に限る。）者」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症に限る。）」に改め、同条第2項中「次の表の左欄に掲げる車両に掲示する」を「前項に規定する」に、「それぞれ中欄に掲げる」を「別記様式第1の12の」に改め、「右欄に掲げる」及び同項の表を削り、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第1の13の申請書により、当該標章の交付を受けた警察署長を経由して、公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

4 第1項に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第1の14の変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該標章の交付を受けた警察署長を経由して、公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第2条の2に次の1項を加える。

7 第1項に規定する標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、警察署長を経由して速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第6条第1項第3号イ中「よることが」の次に「およそ」を加え、同項第4号中「不可能」を「困難」に改め、同号ア中「で」を「、身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第2項第4号イ中「よることが」の次に「およそ」を加え、同項第5号中「不可能」を「困難」に改め、同号ア中「で」を「、身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために」に改め、同条第3項中「別記様式第8」を「別記様式第7の2」に改め、第8項中「前記第4項」を「第5項」に、「別記様式第8の申請書に駐車場所を明示する書類2通を添付し、申請するものとする。」を「速やかに別記様式第8の変更届に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。」に改め、同項を第10項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 第5項の許可を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、別記様式第7の3の申請書により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

第6条第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項中「前記」を削除し、「別記様式第8」を「別記様式第7の2」に改め、同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

- (1) 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称、道路状

況等が判別できるもので、許可を受けようとする駐車場所に印を付したもの)

- (2) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類
- (3) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

第6条に次の1項を加える。

11 第5項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

- (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
- (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
- (4) 駐車許可を取り消されたとき。

別記様式第1の12を次のように改める。

別記様式第1の12（第2条の2関係）

除外標章交付申請書	
年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示されている番号	
除外を受けようとする期間	
除外を受けようとする区間	
除外を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する  <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1の13を次のように改める。



別記様式第1の13（第2条の2関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1の14を次のように改める。

別記様式第1の14（第2条の2関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 1 の15を削除し、別記様式第 7 の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第7の2（第6条関係）

駐車許可申請書 <div style="float: right; margin-right: 50px;">                     年      月      日                 </div> 警察署長 殿  住所（所在地）  申請者 氏名（名称）  電話			
番号標に表示されている番号			
許可を受けようとする日時期間			
許可を受けようとする場所			
許可を受けようとする理由			
第      号  <div style="text-align: center;">                     駐 車 許 可 証                 </div> <p style="text-align: center;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">条 件</td> <td style="width: 400px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     月      日                       警 察 署 長      印                 </div>		条 件	
条 件			

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7の3（第6条関係）

駐車許可証再交付申請書 年 月 日 警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 8 を次のように改める。

## 別記様式第8（第6条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
警察署長 殿	
年 月 日	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



## 附 則

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則第6条第4項の規定により交付されている別記様式第8の駐車許可証は、当該許可証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第6条第5項の規定により交付された別記様式第7の2の駐車許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十一号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、令和六年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

請求の受付件数及び処理件数

実施機関	受付件数			令和6年度処理件数					令和7年 3月末現在 未処理件数
	令和6年度 受付件数	前年度から の繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	11,381	15,501	26,882	984	25,347	423	95	26,849	33
教育委員会	376	0	376	228	93	22	30	373	3
選挙管理 委員会	636	2	638	89	521	28	0	638	0
監査委員	102	0	102	19	13	68	2	102	0
人事委員会	1	0	1	0	0	0	1	1	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	1,310	81	1,391	356	1,004	22	7	1,389	2
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	2	0	2	0	1	0	0	1	1

内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	27	1	28	1	17	0	10	28	0
下水道事業 管理者	20	1	21	4	9	2	6	21	0
地方独立 行政法人	県立 大学	6	0	6	6	0	0	6	0
	県立 病院 機構	1	0	1	0	1	0	1	0
合計	13,862	15,586	29,448	1,687	27,006	565	151	29,409	39

注1 当該年度における申出の件数は、12件である。

注2 「請求」とは埼玉県情報公開条例第7条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第21条第1項に規定するものからの申出をいう。

注3 件数は、公文書の件数である。

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎ほか72施設で使用する電気 予定使用電力量30,199,925キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

令和7年12月の計量日（検針日）から令和8年12月の計量日（検針日）の前日まで。ただし、令和8年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除できるものとする。

### (4) 需要場所

埼玉県庁舎ほか72施設

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定によ

る再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国又は地方公共団体において電力調達契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日に関わらず、令和2年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に10,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 中村 電話048-830-2613（直通） 電子メールa2580-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和7年8月18日（月）午前9時から同月20日（水）午後5時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和7年8月18日（月）午前9時から同月20日（水）午後3時まで

なお、郵送する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課 令和7年8月21日（木）午前9時30分

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年8月5日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法



財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年7月7日(月)午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書(案)による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Provision of Power Supply to be Used at the Saitama Prefectural Government Office and 72 Other Facilities (Estimated Power Usage of 30,199,925 Kilowatt-hours)

(2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System

From 9:00 a.m. Monday, August 18 to 5:00 p.m. Wednesday, August 20, 2025

(3) Submission Period for Bids by Registered Mail or In Person

From 9:00 a.m. Monday, August 18 to 3:00 p.m. Wednesday, August 20, 2025

(4) Contact Information

Public Property Management Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2613

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 工事概要等

### (1) 工事名

ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事

### (2) 工事場所

埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内

### (3) 工事期間

契約確定の日から令和9年8月31日（火）まで

### (4) 設計金額

入札執行後に公表する。

### (5) 工事概要

#### ア 目的

本工事は、S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称）内にロボット開発に係る情報の収集及び発信並びに実証実験を目的としたロボット開発イノベーションセンター（仮称）を新築するものである。

#### イ 構造及び規模

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造を含む。） 2階建て及びP H階  
延べ面積5,709㎡

#### ウ 建物概要

(ア) センター棟（事務スペース、ラボ29室、コワーキング2室、屋内フィールド337㎡ほか）

(イ) 貸倉庫

(ウ) 機械棟

(エ) 外構

### (6) その他

ア 本工事は、埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領に基づく「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

イ 本工事は、情報共有システム（公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム）を活用する工事である。

ウ 本工事は、埼玉県都市整備部「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事」試行要領に基づく「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。

エ 本工事は、埼玉県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領に基づき、建設現場において、公共建築工事標準仕様書等に定める「監督職

員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」に遠隔臨場を適用する工事である。

オ 本工事の契約は、立会人型電子契約（契約内容を記録した電磁的記録に対し、発注者と受注者の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

カ 本工事は、発注者が応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書は、入札金額見積内訳書と併せて提出するものとする。

なお、見積りを求める資材等については、入札情報公開システムに掲載する入札見積明細書記載品目とする。

キ 本工事は、【ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事】EIR（発注者情報要件）に基づき、コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム（BIM）を活用する工事（受注者が希望する工事）である。

## 2 入札の執行及び落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和7年4月1日施行）により実施する。ただし、落札者は総合評価方式により決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.19（令和6年7月1日適用）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

### (1) 方式

簡易型（評価項目選択型）発注者採点方式

### (2) 評価値の算出方法

除算方式

## 3 入札手続の方法等

### (1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和6年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を、原則として埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

国土交通省の電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、令和7年6月27日（金）から同年8月21日（木）までの間、埼玉県ホームページ（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>）に掲載する。

## (2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日（名義人、会社本店住所又は会社名の変更にあつては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあつては、市区町村役場への届出日をいう。）以降は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場合は、電子入札における紙入札の具体的方法（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）により、紙入札の手続を行うこと。

ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

イ 名義人所属の会社本店住所（登記している場合に限る。）

ウ 名義人所属の会社名（登記している場合に限る。）

エ 名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合に限る。）

## 4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

## 5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(3)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書に一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業（以下「単体」という。）にあつては埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱（令和6年10月1日施行。以下「執行要綱」という。）様式第2号、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）にあつては執行要綱様式第3号。以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（単体にあつては執行要綱様式第4号、特定企業体にあつては執行要綱様式第5号。以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(4)の期間内にその他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム又は郵便若しくは信書便により

提出された場合又は提出受付期間内にその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書及び確認資料は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) ファイル転送サービスを利用する場合

資料の添付先を示したメールを送付するので、上記(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

(3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和7年6月30日（月）午前9時から同年7月16日（水）午後5時まで

(4) その他必要な資料の提出受付期間

令和7年6月30日（月）午前9時から同年7月18日（金）午後5時まで

(5) 提出部数（紙によって提出する場合に限る。）

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

## 6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和7年7月24日（木）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年8月4日（月）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

## 7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール又は郵便若しくは信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和7年6月30日（月）午前9時から同年7月10日（木）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月9日（水）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年7月14日（月）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、上記7(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲載することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和7年8月18日（月）午前9時から同月20日（水）午後3時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和7年8月21日(木)午前10時30分

10 入札に参加できる者の形態

- (1) 単体又は2者若しくは3者による特定企業体とする。
- (2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(令和7年4月1日施行。第10条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、令和4年度及び令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの)であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和7・8年度埼玉県



建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

#### (4) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1棟の建築物で延べ面積2,000㎡以上の新築、改築又は増築の工事（増築にあつては、増築部分の延べ面積が2,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員としての実績に限る。

イ 特定企業体のその他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成27年4月1日から本件入札の公告日までの間に、建築一式工事（建築物の新築、改築、増築工事）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員及びその他構成員の実績を認める。

#### (5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、単体にあつては、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として配置すること。特定企業体にあつては、全ての構成員が、埼玉県共同企業体取扱要綱第10条第1項第5号に規定された資格を有する者を本工事の監理技術者等として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する監理技術者等は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、次のとおりとする。

(ア) 専任でなければならない。

(イ) 現場代理人との兼務を認めない。

(ウ) 単体又は特定企業体の代表構成員は、監理技術者等とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

(エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。

(オ) 追加技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、

追加技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

エ 専任の配置予定の監理技術者等は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

オ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

カ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

キ 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領（令和7年2月1日適用）の対象とする。

ク 本工事は、建設業法第26条第3項第1号又は第2号に該当する監理技術者の配置は認めない。

ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

#### (6) 現場代理人

ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」による常駐を要する期間においては、常駐規定を緩和しない。

イ 常駐を要しない期間又は工事着手日については、契約締結後に協議して定める。

ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。

#### (7) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和7年4月1日適用）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 株式会社エーシーエ設計

所在地 長野県長野市柳原2360番地4

## 12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を

行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

- 13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格を設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。
- 14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準を設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。
- 15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準を設定しない。

#### 16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

#### (2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

#### ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 電話048-830-5649（直通） 電子メールa5610-01@pref.saitama.lg.jp

#### イ 依頼書提出期間

令和7年6月30日（月）午前9時から同年7月22日（火）午後5時まで

ウ 納付期限

令和7年8月20日（水）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@p  
ref.saitama.lg.jp

イ 提出期限

令和7年8月20日（水）午後3時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ提出すること。

ウ 提出期限

令和7年8月20日（水）午後3時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和8年2月27日（金）までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

イ 氏名 埼玉県知事 大野 元裕

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後に還付するので、入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

## 17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあつては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

## 18 支払条件

- (1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の40パーセント

以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

(4) 各会計年度の支払限度額

令和7年度 契約金額のおおむね2パーセント

令和8年度 契約金額のおおむね83パーセント

令和9年度 契約金額のおおむね15パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 契約の締結に係る留意事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

21 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

### (3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)、入札見積明細書及び低入札価格調査に係る事前申出書(同一ファイルでシートが分かれている様式)を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

ウ 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得標準様式第18号により通知すること。

### (4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム(電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等)により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

### (5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

### (6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

### (7) くじ



- ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。
- イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。
- ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札
- エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札
- オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- キ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札
- ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
- シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
  - (ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
  - (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
  - (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
  - (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
  - (オ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
- ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回はすることができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

## 22 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 手続における交渉の有無

無

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和7年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

- (6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

- (8) その他詳細については、入札説明書に記載するところによる。

## 23 問合せ先

- (1) この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 総合評価方式に係る入札説明書に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 電話048-830-5649（直通） 電子メールa5610-01@pref.saitama.lg.jp

## 24 Summary

- (1) Nature of Services Required:

Construction of the New Robot Development Innovation Center (name to be confirmed)

- (2) Submission Period for Application and Supporting Documents:  
From 9:00 a.m. Monday, June 30 until 5:00 p.m. Wednesday, July 16, 2025
- (3) Submission Period for Additional Required Documents:  
From 9:00 a.m. Monday, June 30 until 5:00 p.m. Friday, July 18, 2025
- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered Mail:  
From 9:00 a.m. Monday, August 18 until 3:00 p.m. Wednesday, August 20, 2025
- (5) Time and Date of Bid Opening:  
10:30 a.m. Thursday, August 21, 2025
- (6) Contact Information:  
Large-scale Construction Group  
Bidding Services Division, Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
3-15-1 Takasago, Urawa-ku,  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan  
Phone: 048-830-2743  
Fax: 048-830-4915

# 告示

## 埼玉県告示第五百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
坂戸うみそら眼科	尾股 秀和	坂戸市薬師町二八―一コープ 坂戸薬師町店二階	令和七年六月一日
HEROSファミリ ークリニツク	小島 英雄	富士見市鶴馬一―二九―一	令和七年六月一日
医療法人祥大輝会 おぼら内科腎クリ ニツク	医療法人祥大輝 会	富士見市鶴馬二―一七―三六	令和七年五月一日
八潮中央クリニツク	紀 貴金	八潮市中央一―二六―一三	令和七年五月一日
医療法人社団東仁 会朝比奈医院	仁会	久喜市西大輪一九二四―一七	令和七年五月一日
狭山入曽クリニツク	一般社団法人宏 雅会	狭山市水野四四三―三九	令和七年六月一日

たつみ形成皮ふ科 クリニック	医療法人社団澁 辰会	秩父市中宮地町四―三〇	令和七年五月 一日
にしところざわクリ ニック	医療法人社団昌 福会	所沢市西所沢一―九―一八第 二鹿島屋ビル二階	令和七年五月 一日
加須在宅クリニッ ク	医療法人慈勝会	加須市三俣二―八―二二	令和七年五月 一日
くりはら形成外科	栗原 幸司	春日部市粕壁東一―二〇―三 〇コープかすかベテラス二階	令和七年六月 一日
医療法人寿世堂 中川眼科・エキアプ レミエ和光	医療法人寿世堂	和光市本町四―七エキアプレ ミエ和光三階	令和七年六月 一日
まゆみ矯正こども 歯科	医療法人社団エ イル	八潮市茜町一―八―四 二階	令和七年五月 一日
新座駅ロックウエ ルこども歯科・矯正 歯科	岩井 佑樹	新座市大和田一―一―三 レシアンズ・マキIV 一―A	令和七年六月 一日
いるまの森デンタル クリニック	土田 規貴	入間市河原町一―三入間市駅 前ビル二〇四号室	令和七年六月 一日
春日部みらい歯科	高 宜輝	春日部市粕壁東一―二〇―三 〇コープかすかベテラス二〇四	令和七年六月 一日
マックデンタルクリ ニック	医療法人社団棕 里会	春日部市大場一三一五―八	令和七年五月 一日
グレースデンタルク リニック熊谷	蒲地 正哉	熊谷市河原町二―三三松島第 一ビル一階	令和七年六月 一日

ヤシの木薬局	株式会社ケイアイエー	富士見市鶴馬一―三〇一―	令和七年六月一日
日生薬局 春日部店	ミアヘルサ株式会社	春日部市粕壁東一―二〇―三階 〇コープかすかベテラス二階	令和七年六月一日
セキ薬局 溝沼店	株式会社セキ薬品	朝霞市溝沼三―二―三一	令和七年六月一日
かくの木 野火止薬局	株式会社かくの木	新座市野火止七―五―六四	令和七年六月一日
セキ薬局 中曾根店	株式会社セキ薬品	吉川市美南四―六―一	令和七年六月一日
みやこ薬局	有限会社仁	吉川市吉川団地一―七―一〇九	令和七年六月一日
訪問看護ステーションLien	合同会社A i l e	熊谷市円光一―一―三三 みマンション四〇三	令和六年七月一日
訪問看護ステーション トータル志木朝霞	株式会社Jライフサポート	志木市柏町一―二―七 昭和ビル一〇一	令和七年六月一日
彩のきたもと訪問看護ステーション	合同会社SAI	北本市本宿五―八―二 ワビル北本三―A	令和七年六月一日
ドットライフ 三郷駅前（訪問看護・リハビリ）	株式会社ドットライン	三郷市三郷一―一―一〇 ビル三〇三	令和七年五月一日
訪問看護ステーションいつき本庄	株式会社ハートヴィレッジ	本庄市小島南三―一―二九 CASAりつりん一〇二号室	令和七年四月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		施術所		所在地		指定年月日		
氏名	住所	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	指定年月日	指定年月日	
川崎 三喜男		治療院	―八―B―	こころ練馬鍼灸	東京都練馬区田柄五―二七	岩井 柁讓	UN太田	訪問マッサージ	群馬県太田市鳥山下町六四	令和七年五月十五日
庄 達朗		川口	川口市石神一五七三―一〇	訪問鍼灸按摩ア	ツトウオーミー	上野 和沙	まごころ治療院	さいたま市浦和区領家五―一	令和七年六月一日	
大澤 遼		施術所	志幸二八ピアノ二〇四号	フレアス在宅マ	ツサージ 和光	筒木 美喜	アミュー治療院	東京都昭島市美堀町四―二	令和七年七月一日	
増田 淳		―ジ治療院	〇―一―F	オリ―ヴマツサ	東京世田谷区新町三―二	塚田 和希	かさい駅西口整	東京都江戸川区東葛西六―	令和七年五月一日	
鳥谷部 聖弥		鳥谷部接骨院	草加市八幡町一五三―三	骨院	二―八第二ユタカビル二階					

# 告示

## 埼玉県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
北戸田ナノ整形外科泌尿器科クリニック	名称	北戸田ナノ整形外科クリニック	北戸田ナノ整形外科泌尿器科クリニック
医療生協ケアセンターひだまり	所在地	春日部市浜川戸二一三―一七伏見屋第一ビル一階	春日部市谷原二―四―一二二階
リプラス訪問看護ステーション上尾	所在地	上尾市東町三―一九七九―六ヴィア・シテラ上尾水上公園Ⅱ一〇二号	上尾市本町六―二二―一九
訪問看護ステーションRASHISA	所在地	所沢市小手指町一―一〇―一沖田ビル2F	所沢市北秋津七三九―四二恵郷土ビル
訪問看護ステーション悠友	所在地	春日部市豊町五―一九―四ボヌールⅡF店舗	春日部市一ノ割下沖一〇八六―一
西武訪問看護事業所	所在地	一 入間市仏子九五四―一	二 入間市野田三〇七八―
訪問看護ステーションKUMIナース	所在地	入間市宮寺四一〇二―三八の内武蔵ショッピングセンターD―一八	入間市狭山台一―一〇―一二











店	リリイ薬局 伊奈
開設者名称	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社
	シップヘルスケアファーマシー株式会社

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
所在地	名称	所在地	名称
藤岡 信明	石塚 文香	磯貝 恵太	氏名
施術所	施術所	施術所	変更事項
二〇三	久喜市久喜中央二丁目四 一六コバヤシハウス 訪問鍼灸マッサージ E i R O W 久喜ステーション	戸田市氷川町三丁目一 一二	変更前
デン式番館一〇七	北足立郡伊奈町中央 五二七ローズガ 訪問鍼灸マッサージ K E i R O W 伊奈町 ステーション	川口市石神一五七三 一〇	変更後
		訪問鍼灸按摩アットウ オーミー戸田	磯貝訪問鍼灸マッサージ
		訪問鍼灸按摩アット ウオーミー川口	アークケア鍼灸院

# 告示

## 埼玉県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
大和田麻酔科クリニック	熊谷市平戸二〇〇九ドリムハウス一〇二号	令和七年五月一日
朝比奈医院	久喜市西大輪一九二四―一七	令和七年四月三十日
小関医院	八潮市中央一―二六―一三	令和七年四月三十日
おばら内科腎クリニック	富士見市鶴馬二―一七―三六	令和七年四月三十日
にしところざわクリニック	所沢市西所沢一―九―一八第二鹿島屋ビル二階	令和七年四月三十日
たつみ形成皮膚科クリニック	秩父市中宮地町四―三〇	令和七年四月三十日
加須在宅クリニック	加須市三股二―八―一二	令和七年四月三十日

薬局 わかば	薬局 あかはま	有限会社三上薬局	医療法人幡豆会新田 歯科	クリーン歯科医院	マックデンタルクリ ニック	まゆみ矯正こども歯 科	エンジェル歯科クリ ニック
熊谷市銀座一丁目一五二	大里郡寄居町赤浜九六三一一	志木市本町六一一一一〇	草加市金明町道下一八八一	飯能市栄町一〇一一一〇一	春日部市大場宇前野一三一五一一八	八潮市茜町一一八一四一一F	所沢市元町二八一九フォーラスタワー 所沢一〇六
令和七年五月一日	令和七年五月一日	令和六年十二月十 九日	令和七年四月三十 日	令和七年四月三十 日	令和七年四月三十 日	令和七年四月三十 日	令和七年四月三十 日

# 告示

## 埼玉県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
吉良歯科医院	入間市仏子九三七―一二	令和七年六月三十日
新座駅南口通り歯科	新座市野火止六―四―五七	令和七年五月一日
いるまの森デンタルクリニック	入間市河原町一―三入間市駅前ビル二〇四号室	令和七年七月二日



# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
肥田医院	草加市谷塚町一一九三―五	令和七年四月二十三日

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
肥田医院	草加市谷塚町一一九三―五	令和七年五月七日

# 告示

## 埼玉県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	松本歯科医院
所在地	○富士見市関沢 二一五―四
開設者名	松本 賢一
サービスの種類	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和七年五月一日

# 告示

## 埼玉県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療生協ケアセン ターひだまり	事業所所在地	春日部市浜川 戸二一三 一七伏見屋 第一ビル一階	春日部市谷原 二一四 二階	訪問介護 訪問看護 介護予防訪問看護 居宅介護支援
レモン薬局伊奈店	事業者名	シップヘルスマ ケアファーマ シード日本株 式会社	シップヘルスマ ケアファーマ シード日本株 式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
レモン薬局 2号店	事業者名	シップヘルスマ ケアファーマ シード日本株 式会社	シップヘルスマ ケアファーマ シード日本株 式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
アイン薬局春日部 西口店	事業者名	株式会社 さひ調剤	株式会社アイ ン中央	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
アイン薬局 上尾店	事業者名	株式会社 さひ調剤	株式会社アイ ン中央	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
アイン薬局 駅前店	事業者名	株式会社 さひ調剤	株式会社アイ ン中央	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導

アイ ン 薬 局 本 庄 店	アイ ン 薬 局 飯 能 栄 町 店	アイ ン 薬 局 旭 ヶ 丘 店	アイ ン 薬 局 鴻 巣 店	アイ ン 薬 局 坂 戸 小 沼 店	アイ ン 薬 局 新 座 店	アイ ン 薬 局 狭 山 ヶ 丘 店	アイ ン 薬 局 金 山 店	アイ ン 薬 局 新 狭 山 店	まん ぼう 薬 局	名 称
称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	変 更 事 項
株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	株 式 会 社 さ ひ 調 剤 あ	変 更 前
株 式 会 社 ア イ ン 中 央	株 式 会 社 ア イ ン 中 央	株 式 会 社 ア イ ン 中 央	株 式 会 社 ア イ ン 中 央	株 式 会 社 ア イ ン 中 央	株 式 会 社 ア イ ン 中 央	株 式 会 社 ア イ ン 中 央	株 式 会 社 ア イ ン 中 央	株 式 会 社 ア イ ン 中 央	株 式 会 社 ア イ ン 中 央	変 更 後
居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	サ ー ビ ス の 種 類



店 アイ ン薬局  仏子	野 田店 アイ ン薬局  入間	新 久店 アイ ン薬局  入間	野 店 アイ ン薬局  ふじみ	上 柴薬局	名 称
称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	称 事 業 者 名	変 更 事 項
さ 株 式 会 社 調 剤  あ	さ 株 式 会 社 調 剤  あ	さ 株 式 会 社 調 剤  あ	さ 株 式 会 社 調 剤  あ	さ 株 式 会 社 調 剤  あ	変 更 前
ン 株 式 会 社 ア イ 中 央	ン 株 式 会 社 ア イ 中 央	ン 株 式 会 社 ア イ 中 央	ン 株 式 会 社 ア イ 中 央	ン 株 式 会 社 ア イ 中 央	変 更 後
管 介 護 指 導 居 宅 療 養 管 理 指 導 居 宅 療 養	管 介 護 指 導 居 宅 療 養 管 理 指 導 居 宅 療 養	管 介 護 指 導 居 宅 療 養 管 理 指 導 居 宅 療 養	管 介 護 指 導 居 宅 療 養 管 理 指 導 居 宅 療 養	管 介 護 指 導 居 宅 療 養 管 理 指 導 居 宅 療 養	サ ー ビ ス の 種 類

# 告示

## 埼玉県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	ニチイケアセンター 和光	
所在地	和光市南一―二 九―四〇	
サービスの種類	福祉用具貸与	介護予防福祉用具 貸与
廃止年月日	令和七年六月一日	



## 告示

### 埼玉県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
吉良歯科医院	入間市仏子九三七 ― 一―	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和七年六月三十 日

# 告示

## 埼玉県告示第五百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表福祉部の項第三号、第四号及び第五号に規定する手数料	東京都千代田区麹町一丁目六番地二 社会福祉法人日本保育協会 理事長 吉田 学	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

# 告示

## 埼玉県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、備前堀土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	小坂 裕	埼玉県加須市牛重千九十一番地一
同	関口 修一	同 下崎千二百七十六番地
同	内藤 好信	同 上崎二千七百三十番地一
同	竹内 信雄	同 日出安三四二番地一
同	坂本 君夫	同 内田ヶ谷五百二十九番地
同	折原 登	同 鴻荃六百五十四番地
同	矢島 恒男	同 戸室千九十九番地
同	大井 好夫	同 油井ヶ島千四百三十八番地
同	大熊 富男	同 割目一七三番地
同	野口 昭	同 久喜市下清久三百二十九番地
同	橋本 勤	同 六万部千番地
同	小熊 みつぎ	同 加須市戸崎二八四番地
監事	清水 豊一	同 外田ヶ谷八百三十三番地
同	角田 良雄	同 油井ヶ島千七百七十九番地
同	渡邊 侑三	同 久喜市上清久二十九番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	小坂 裕	埼玉県加須市牛重千九十一番地一
同	野原 正光	同 下崎千九百五十五番地
同	松井 弘文	同 上崎千六百四十五番地二
同	酒卷 秀行	同 正能一番地十一
同	坂本 君夫	同 内田ヶ谷五百二十九番地
同	折原 登	同 鴻荃六百五十四番地
同	矢島 恒男	同 戸室千九十九番地
同	大井 好夫	同 油井ヶ島千四百三十八番地

同	同	監事	同	同	同
渡邊	福島	清水	橋本	野口	大熊
侑三	弘明	豊一	勤同	昭同	勇三
同	同	同	同	同	同
久喜市上清久二十九番地	同 常泉三百五十七番地	加須市外田ヶ谷八百三十三番地	同 六万部千番地	久喜市下清久三百二十九番地	埼玉県加須市割目四百四十三番地

# 告 示

## 埼玉県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年六月二十三日認可した。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

西吉見南部土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県比企郡吉見町

# 告 示

## 埼玉県告示第五百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画道路三・五・六十一号国納橋通り線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

#### イ 追加する土地の区域

宮代町大字国納、大字和戸、宮代台一丁目及び和戸二丁目の各一部

#### ロ 削除する土地の区域

宮代町大字国納、宮代台一丁目及び和戸二丁目の各一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、宮代町未来のまち

整備課

### 四 縦覧期間

令和七年六月二十七日から令和七年七月十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十八号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百十号金額の欄イ及び同項第二百二十二号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第二百二十五号金額の欄イ及び同項第二百二十七号金額の欄イ」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十九号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十七号（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イ及び同項第二百二十八号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第三百三十一号金額の欄イ及び同項第三百三十三号金額の欄イ」に改める。



# 告 示

## 埼玉県告示第五百四十号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十六号金額の欄イ(2)(一)」を「別表都市整備部の項第三百三十一号金額の欄イ(2)(一)」に改める。

# 告 示

## 埼玉県告示第五百四十一号

平成十二年埼玉県告示第五百八号（手数料を減免する建築物等）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第二百二十四号、第二百五号及び第三百十号」を「第二百二十九号、第三百十号及び第三百三十五号」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十二号

令和七年埼玉県告示第二百四十号（建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第二百二十四号金額の欄イ(2)(一)」を「別表都市整備部の項第二百二十九号金額の欄イ(2)(一)」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

携帯型プリンタ等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和12年12月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課運用第二係 山田 電話048-832-0110 内線2455

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年8月20日（水）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年8月19日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年8月20日（水）午前9時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年8月20日（水）午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年7月24日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和7年7月24日（木）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（別記様式 4）を令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時までに埼玉県入札審査課に提出し、資格審査を受けること。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。

また、入札の方法は紙によるものとする。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of Portable Printers

(2) Time - limit for tender:

[By the electronic tender system] by 9:50 a.m. on August 20, 2025

[By registered mail] by 5:00 p.m. on August 19, 2025

[In person] by 9:50 a.m. on August 20, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245



## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

ネットワーク型監視カメラ装置の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和12年11月30日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第三課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第三課特殊詐欺企画係 渡邊 電話048-  
832-0110 内線4823

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月1日（月）午前10時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年8月29日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年9月1日（月）午前10時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年9月1日（月）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年8月5日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和7年8月5日（火）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 7 月 7 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A Lease of network-type security camera equipment

(2) Deadline for tender:

[By electronic tender system] by 10:50 a.m. on September 1, 2025

[By registered mail] by 5:00 p.m. on August 29, 2025

[In person] by 10:50 a.m. on September 1, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 秩父上名栗線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市浦山字精神場三〇三一番地先か ら同市浦山字精神場三〇八九番地先まで	区 間
五・七八〇二九・七六	五・七八〇八・五二	敷地の幅員 (メートル)
	二三六・九六	延長 (メートル)
		備 考

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年六月二十七日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之



## 1 工事概要等

### (1) 工事名

総A除) 025水整第801号大久保浄水場生物活性炭吸着池機械設備工事

### (2) 工事場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿地内

### (3) 工事期間

契約確定の日から令和11年3月30日(金)まで

### (4) 設計金額

入札執行後に公表する。

### (5) 工事概要

#### ア 目的

本工事は大久保浄水場高度浄水処理に係る生物活性炭吸着池機械設備を整備するものである。

#### イ 工事内容

(ア) 生物活性炭吸着池内設備一式(粒状活性炭、下部集水装置、排水トラフ、計32池分)

(イ) 空洗ブロー設備一式

(ウ) 排オゾン分解設備一式

(エ) その他 上記に係る配管布設・据付工事等一式

### (6) その他

ア 本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」試行要領に基づく「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。

イ 本工事は、埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事情報共有システム実施要領に基づく情報共有システム(公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。)を活用する工事である。

ウ 本工事は、埼玉県企業局「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事」試行要領に基づく「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事(発注者指定型)」の試行対象工事である。

エ 本工事は、埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領に基づき、受注者が希望する場合、契約後の受発注者協議により、建設現場において「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用することができる工事である。

オ 本工事の契約は、立会人型電子契約（契約内容を記録した電磁的記録に対し、発注者と受注者の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

## 2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和7年4月1日施行）により実施する。落札者は総合評価方式により決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.19（令和6年7月1日施行）、埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

### (1) 方式

技術提案型Aタイプ 自己採点併用発注者採点方式

### (2) 評価値の算出方法

除算方式

## 3 入札手続の方法等

### (1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和6年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を原則として、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、令和7年6月27日（金）から同年8月22日（金）までの間、埼玉県ホームページ（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>）に掲載する。

### (2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日（名義人、会社本店住所又は会社名の変更にあつては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあつては、市区町村役場への届出日をいう。）以降は、そ

の電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場合は、電子入札における紙入札の具体的方法 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>) により、紙入札の手続を行うこと。

ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

イ 名義人所属の会社本店住所（登記している場合に限る。）

ウ 名義人所属の会社名（登記している場合に限る。）

エ 名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合に限る。）

#### 4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、送付申請書により送付する。

#### 5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(3)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書に一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業（以下「単体」という。）にあっては埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱（令和6年10月1日施行。以下「執行要綱」という。）様式第2号、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）にあっては執行要綱様式第3号。以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（単体にあっては執行要綱様式第4号、特定企業体にあっては執行要綱様式第5号。以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあっては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(4)の期間内にその他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内にその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書及び確認資料は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

##### (1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メール[a2720-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2720-04@pref.saitama.lg.jp)

##### (2) ファイル転送サービスを利用する場合

資料の添付先を示したメールを送付するので、上記(1)の連絡先に電話により

その旨を伝えること。

(3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和7年6月30日（月）午前9時から同年7月17日（木）午後5時まで

(4) その他必要な資料の提出受付期間

令和7年6月30日（月）午前9時から同年7月22日（火）午後5時まで

(5) 提出部数（紙によって提出する場合に限る。）

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和7年7月28日（月）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年8月4日（月）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール又は郵便若しくは信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和7年6月30日（月）午前9時から同年7月10日（木）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月9日（水）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年7月15日（火）午後4時までに電子入札システ

ムに掲示する。電子入札システムに掲示された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、上記 7 (1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

## 9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

### (1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準 9 「紙入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

### (2) 入札書の提出期間

令和 7 年 8 月 19 日（火）午前 9 時から同月 21 日（木）午後 3 時まで

### (3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

#### ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部  
入札課大規模工事担当

#### イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

#### ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

### (4) 開札日時

令和 7 年 8 月 22 日（金）午前 10 時 30 分

## 10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体又は 2 者若しくは 3 者による特定企業体とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱（令和7年4月1日施行。第7条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

#### 11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

##### (1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

##### (2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、令和4年度及び令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、機械器具設置工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

##### (3) 経営事項審査における総合評定値

機械器具設置工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和7・8年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

##### (4) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成22年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が10億円以上の上水

道、工業用水道又は下水道施設における機械器具の新設、増設又は更新工事（建築付帯機械設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの）とする。

J V 構成員の契約額 = J V 契約額 × 出資割合

（JV実績の計算例）

5億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員（出資比率70%）、  
その他の構成員（出資比率30%）で施工した場合

代表構成員の実績  $5\text{億円} \times 70 / (70 + 30) = 3.5\text{億円}$

その他構成員の実績  $5\text{億円} \times 30 / (70 + 30) = 1.5\text{億円}$

イ 特定企業体のその他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成22年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が2億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における機械器具の新設、増設又は更新工事（建築付帯機械設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上水道、工業用水道又は下水道施設における機械器具の新設、増設又は更新工事（建築付帯機械設備工事は除く。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として従事した経験を有する者であること。ただし、準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間の経験を除く。

また、専任の監理技術者等とは別に、工場製作を管理するために選定された監理技術者等を配置する場合は、この監理技術者等に経験は問わない。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、単体にあつては、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を本工事の監理技術者等として配置すること。特定企業体にあつては、全ての構成員が、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱第7条第1項(5)に規定された資格を有する者を本工事の監理技術者等として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する監理技術者等は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、次のとおりとする。

(ア) 専任でなければならない。

(イ) 現場代理人との兼務を認めない。

(ウ) 単体又は特定企業体の代表構成員は、監理技術者等とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

(エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。

(オ) 追加技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、追加技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）の専任技術者と兼務することはできない。

エ 専任の配置予定の監理技術者等は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

オ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

カ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

キ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

ク 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領（令和7年2月1日適用）の対象とする。

ケ 本工事は、建設業法第26条第3項第1号又は第2号に該当する監理技術者の配置は認めない。

#### (6) 現場代理人

ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」による常駐を要する期間においては、常駐規定を緩和しない。

イ 工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間においては、現場での常駐



を要しない。ただし、具体的期間は、契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。

ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。

(7) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保

険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

- コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和7年4月1日適用）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 株式会社東京設計事務所 関東事務所

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号

#### 12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

#### 13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

#### 14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

#### 15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準 設定しない。

#### 16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒338-0815 埼玉県さいたま市桜区五関387番地2 埼玉県水道整備事務所  
総務用地担当 電話048-858-7890（直通） 電子メールp534755@pref.saitama.lg.jp

イ 依頼書提出期間

令和7年6月30日（月）午前9時から同年7月23日（水）午後5時まで

ウ 納付期限

令和7年8月21日（木）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

イ 提出期限

令和7年8月21日（木）午後3時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

令和7年8月21日（木）午後3時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和7年12月19日（金）までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。

ア 住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

イ 氏名：埼玉県公営企業管理者 板東 博之

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

## 17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

- ア 利付国債
- イ 埼玉県債
- ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

## 18 支払条件

### (1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

### (2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20%以内とする。

### (3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

### (4) 各会計年度の支払限度額

令和7年度 無し

令和8年度 契約金額の概ね10パーセント

令和9年度 契約金額の概ね20パーセント

令和10年度 契約金額の概ね70パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

## 19 現場説明会

開催しない。

## 20 入札に関する注意事項

### (1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

## (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## (3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）及び低入札価格調査に係る事前申出書（同一ファイルでシートが分かれている様式）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者については、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

ウ 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得標準様式第20号により通知すること。

## (4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者については、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札

オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札

コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者が

した入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(オ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回はすることができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和7年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(8) 詳細については、入札説明書に記載するところによる。

22 問合せ先

(1) この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） [電子メールa2720-04@pref.sai](mailto:a2720-04@pref.sai)



[tama.lg.jp](http://tama.lg.jp)

(2) 総合評価方式に係る入札説明書に関する問合せ先

〒338-0815 埼玉県さいたま市桜区大字五関387番地 2

埼玉県水道整備事務所機電設備担当 電話048-858-7890 (直通) [電子メール](mailto:5347553@pref.saitama.lg.jp)

[5347553@pref.saitama.lg.jp](mailto:5347553@pref.saitama.lg.jp)

## 23 Summary

(1) Nature of Services Required:

Installation of Biological Activated Carbon Adsorption Water Treatment System at the Okubo Water Filtration Plant (2025 Waterworks Construction Office, No. 801)

(2) Submission Period for Application and Supporting Documents:

From 9:00 a.m. Monday, June 30 until 5:00 p.m. Thursday, July 17, 2025

(3) Submission Period for Additional Required Documents:

From 9:00 a.m. Monday, June 30 until 5:00 p.m. Tuesday, July 22, 2025

(4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered Mail:

From 9:00 a.m. Tuesday, August 19 until 3:00 p.m. Thursday, August 21, 2025

(5) Time and Date of Bid Opening:

10:30 a.m. Friday, August 22, 2025

(6) Contact Information:

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和七年六月二十七日

埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小 笠 原 薫 子
埼玉県監査委員	鈴 木 正 人
埼玉県監査委員	齊 藤 邦 明

## 令和6年度財政的援助団体等監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

### 1 監査等の種類

財政的援助団体等監査（基準第3条第1項第4号）

### 2 監査の対象

#### (1) 対象事務

令和5年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

#### (2) 対象団体

- ア 出資団体 11団体
- イ 指定管理者 16団体20施設
- ウ 補助金等交付団体 43団体

#### (3) 実施期間

令和6年9月4日～令和7年3月14日

### 3 監査の着眼点

- (1) 出資団体については、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかを主眼とし、費用対効果をはじめとする経営的な観点にも留意する。
- (2) 指定管理者については、公の施設の管理が、管理に当たっての協定や条件として定められた基準などに従って適切に行われているか、契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。
- (3) 補助金等交付団体については、県が財政的援助を行っている事業が、補助等の目的に沿って有効かつ効率的に執行されているか、補助事業等に係る契約事務や会計経理、財産管理等が適切に行われているかなどを主眼とする。

### 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

### 5 監査の結果

#### (1) 出資団体

監査対象団体	株式会社秩父開発機構		
所管部局	企画財政部		
監査実施日	職員調査	令和6年12月17日	
	委員監査	令和7年1月22日（書面）	
財政的援助等の内容	出資金		
	・ 県の出資	123,000,000円	
	・ 団体の基本財産等	480,000,000円	
	・ 県の出資割合		25.6%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉新都市交通株式会社
所管部局	企画財政部
監査実施日	職員調査 令和6年10月10日 委員監査 令和7年 1月 7日 (書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の出資 700,000,000円</li> <li>・ 団体の基本財産等 2,000,000,000円</li> <li>・ 県の出資割合 35.0%</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人いきいき埼玉
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 令和6年11月 7日 委員監査 令和7年 1月 8日 (書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の出資 50,000,000円</li> <li>・ 団体の基本財産等 82,000,000円</li> <li>・ 県の出資割合 61.0%</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
所管部局	県民生活部
監査実施日	職員調査 令和6年10月 1日 委員監査 令和6年12月25日 (書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の出資 100,000,000円</li> <li>・ 団体の基本財産等 100,000,000円</li> <li>・ 県の出資割合 100.0%</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県消防協会
所管部局	危機管理防災部
監査実施日	職員調査 令和6年11月14日 委員監査 令和7年 1月10日 (書面)
財政的援助等の内容	出資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の出資 100,000,000円</li> <li>・ 団体の基本財産等 318,531,822円</li> <li>・ 県の出資割合 31.4%</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団		
所管部局	福祉部		
監査実施日	職員調査	令和6年11月21日	
	委員監査	令和6年12月25日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	10,000,000円	
	・団体の基本財産等	10,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	地方独立行政法人埼玉県立病院機構(本部、埼玉県立がんセンター)		
所管部局	保健医療部		
監査実施日	職員調査	令和6年10月3日	
	委員監査	令和6年11月11日	
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	17,789,630,288円	
	・団体の基本財産等	17,789,630,288円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター		
所管部局	産業労働部		
監査実施日	職員調査	令和6年9月25日	
	委員監査	令和6年10月30日	
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	50,000,000円	
	・団体の基本財産等	150,000,000円	
	・県の出資割合		33.3%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	埼玉県土地開発公社		
所管部局	県土整備部		
監査実施日	職員調査	令和6年10月31日	
	委員監査	令和6年12月25日(書面)	
財政的援助等の内容	出資金		
	・県の出資	100,000,000円	
	・団体の基本財産等	100,000,000円	
	・県の出資割合		100.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。		

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和6年12月19日 委員監査 令和7年 1月15日（書面）	
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	48,900,000円
	・団体の基本財産等	97,800,000円
	・県の出資割合	50.0%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社さいたまリバーフロンティア	
所管部局	企業局	
監査実施日	職員調査 令和6年11月 5日 委員監査 令和6年12月23日（書面）	
財政的援助等の内容	出資金	
	・県の出資	58,000,000円
	・団体の基本財産等	130,000,000円
	・県の出資割合	44.6%
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

(2) 指定管理者

監査対象団体	公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団	
所管部局	県民生活部	
監査実施日	職員調査 令和6年10月 1日 委員監査 令和7年 1月29日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 彩の国さいたま芸術劇場	848,397,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	公益財団法人埼玉県スポーツ協会・株式会社サイオー共同事業体	
所管部局	県民生活部	
監査実施日	職員調査 令和6年10月21日 委員監査 令和6年12月10日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 武道館	115,857,049円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 1月14日 委員監査 令和7年 1月29日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 皆光園障害者歯科診療所 77,525,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 1月23日 委員監査 令和7年 2月 3日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 障害者交流センター 383,662,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 1月21日 委員監査 令和7年 1月24日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 社会福祉総合センター 124,027,992円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和6年11月21日 委員監査 令和6年12月25日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 嵐山郷 534,713,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツグループ
所管部局	保健医療部
監査実施日	職員調査 令和6年10月23日 委員監査 令和6年12月9日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 県民健康福祉村 175,766,175円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社馬渕商事
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和6年10月18日 委員監査 令和6年12月25日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 伊豆潮風館 150,051,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年1月9日 委員監査 令和7年1月24日(書面)
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 あさか向陽園障害者歯科診療所 52,060,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県産業文化センター
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 令和6年9月25日 委員監査 令和6年10月30日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 産業文化センター 14,134,037円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。



監査対象団体	公益社団法人埼玉県農林公社
所管部局	農林部
監査実施日	職員調査 令和6年11月26日 委員監査 令和6年12月25日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 農林公園 110,662,737円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉スタジアム2002公園マネジメントネットワーク
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 令和6年10月29日 委員監査 令和6年12月12日
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 埼玉スタジアム2002公園 304,999,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 令和6年11月12日 委員監査 令和7年1月7日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 羽生水郷公園 221,098,931円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	公益財団法人埼玉県公園緑地協会
所管部局	都市整備部
監査実施日	職員調査 令和7年1月16日 委員監査 令和7年1月24日（書面）
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 久喜菖蒲公園 59,136,150円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	所沢航空記念公園マネジメントネットワーク	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和6年10月 8日 委員監査 令和6年12月 5日	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 所沢航空記念公園	370,348,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社秩父開発機構	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和6年12月12日 委員監査 令和6年12月25日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 秩父ミュージアムパーク	186,005,803円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社乃村工藝社	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 令和6年12月 2日 委員監査 令和7年 1月17日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 川の博物館	255,718,101円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	神川フィールドパートナーズ	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 令和6年12月 5日 委員監査 令和7年 1月10日(書面)	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 神川げんきプラザ	84,459,457円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	日本環境マネジメント株式会社	
所管部局	都市整備部	
監査実施日	職員調査 令和6年12月9日 委員監査 令和7年1月17日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 春日部夢の森公園	70,659,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	オーエンス・アイルグループ	
所管部局	教育局	
監査実施日	職員調査 令和6年11月19日 委員監査 令和6年12月25日（書面）	
財政的援助等の内容	公の施設の指定管理業務委託料 小川げんきプラザ	88,347,748円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

(3) 補助金等交付団体

監査対象団体	学校法人昌平学園	
所管部局	総務部、保健医療部	
監査実施日	職員調査 令和7年2月18日 委員監査 令和7年2月27日（書面）	
財政的援助等の内容	(ろりぼっぷ幼稚園・昌平中学校・昌平高等学校) 1 私立学校（高等学校）運営費補助金 2 私立学校（中学校）運営費補助金 3 私立高等学校父母負担軽減事業補助金 4 私立中学校父母負担軽減事業補助金 5 被災児童生徒授業料等減免事業補助金（高等学校） 6 結核予防費補助金（高等学校） 7 私立幼稚園運営費補助金 8 私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変） 9 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 10 こどもの安心・安全対策支援事業補助金（幼稚園）	509,947,200円 103,882,300円 88,353,330円 1,008,000円 137,200円 169,000円 33,670,440円 11,500円 5,488,000円 525,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人川越双葉幼稚園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月21日 委員監査 令和7年 2月27日（書面）	
財政的援助等の内容	(川越双葉幼稚園、南双葉幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 95,970,660円 2 私立幼稚園ICT化支援補助金 1,028,000円 3 こどもの安心・安全対策支援事業補助金（幼稚園） 875,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人武藤学園	
所管部局	総務部、環境部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月21日 委員監査 令和7年 2月27日（書面）	
財政的援助等の内容	(大袋幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 78,329,720円 2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 6,272,000円 3 私立幼稚園ICT化支援補助金 497,000円 4 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（遊具等整備） 49,000円 5 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（コロナ対策） 100,000円 6 埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金 4,800,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人ひつじ幼稚園	
所管部局	総務部、環境部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月21日 委員監査 令和7年 2月27日（書面）	
財政的援助等の内容	(ひつじ幼稚園、第二ひつじ幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 72,405,140円 2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 2,352,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（遊具等整備） 473,000円 4 埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金 310,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人白百合学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月21日 委員監査 令和7年 2月27日（書面）
財政的援助等の内容	（幸手白百合幼稚園、栗橋白百合幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 68,853,950円 2 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（コロナ対策） 102,000円 3 私立幼稚園ICT化支援補助金 554,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人鈴木学園
所管部局	総務部、環境部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月28日 委員監査 令和7年 3月 7日（書面）
財政的援助等の内容	（浅間台幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 68,542,080円 2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 8,624,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（遊具等整備） 41,000円 4 私立幼稚園ICT化支援補助金 307,000円 5 こどもの安心・安全対策支援事業補助金（幼稚園） 525,000円 6 埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金 1,610,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人富山学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月28日 委員監査 令和7年 3月 3日（書面）
財政的援助等の内容	（武里白百合幼稚園、第二白百合幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 67,235,140円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 2,744,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人ひかわの森学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月28日 委員監査 令和7年 3月 7日 (書面)
財政的援助等の内容	(草加氷川幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 66,264,260円 2 こどもの安心・安全対策支援事業補助金(幼稚園) 700,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人高橋学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月28日 委員監査 令和7年 3月13日 (書面)
財政的援助等の内容	(清門幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 62,631,460円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 392,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金(遊具等整備) 238,000円 4 こどもの安心・安全対策支援事業補助金(幼稚園) 404,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人江戸川学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月28日 委員監査 令和7年 3月10日 (書面)
財政的援助等の内容	(庄和こばと幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 59,866,460円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3,920,000円 3 こどもの安心・安全対策支援事業補助金(幼稚園) 486,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人吉川学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月19日 委員監査 令和7年 2月27日 (書面)
財政的援助等の内容	(まきば幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 59,458,610円 2 こどもの安心・安全対策支援事業補助金(幼稚園) 349,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人細川学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月27日 委員監査 令和7年 3月 3日 (書面)
財政的援助等の内容	(いるま幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 58,164,250円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 392,000円 3 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金 112,000円 4 こどもの安心・安全対策支援事業補助金 (幼稚園) 700,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人野本学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月12日 委員監査 令和7年 2月14日 (書面)
財政的援助等の内容	(大門幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 56,928,360円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 1,568,000円 3 こどもの安心・安全対策支援事業補助金 (幼稚園) 700,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人明の沢学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月18日 委員監査 令和7年 2月21日 (書面)
財政的援助等の内容	(白梅幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 55,670,480円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 6,664,000円 3 私立幼稚園ICT化支援補助金 519,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人白岡学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月26日 委員監査 令和7年 2月27日 (書面)
財政的援助等の内容	(興善寺幼稚園、興善寺保育園) 1 私立幼稚園運営費補助金 54,586,340円 2 私立幼稚園等緊急環境整備費補助事業 (遊具等整備) 255,000円 3 私立幼稚園ICT化支援補助金 631,000円 4 こどもの安心・安全対策支援事業補助金 (幼稚園) 525,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人浦和榎本学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月19日 委員監査 令和7年 3月 3日 (書面)	
財政的援助等の内容	(浦和こばと幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 53,711,440円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 1,568,000円 3 こどもの安心・安全対策支援事業補助金(幼稚園) 775,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人藤田学園	
所管部局	総務部、環境部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月14日 委員監査 令和7年 3月 5日 (書面)	
財政的援助等の内容	(杉戸白百合幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 52,872,930円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3,136,000円 3 私立幼稚園ICT化支援補助金 95,000円 4 こどもの安心・安全対策支援事業補助金(幼稚園) 882,000円 5 埼玉県民間事業者CO2排出削減設備導入補助金 5,000,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人北朝霞学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月28日 委員監査 令和7年 3月 3日 (書面)	
財政的援助等の内容	(朝霞なかよし幼稚園) 1 私立幼稚園運営費補助金 52,657,600円 2 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 3,136,000円 3 私立幼稚園ICT化支援補助金 568,000円 4 こどもの安心・安全対策支援事業補助金(幼稚園) 525,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	



監査対象団体	学校法人東光学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和7年 1月31日 委員監査 令和7年 2月 6日（書面）	
財政的援助等の内容	（安行東光幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 51,849,470円 2 こどもの安心・安全対策支援事業費補助金 710,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人宮原学園	
所管部局	総務部、産業労働部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月21日 委員監査 令和7年 3月 7日（書面）	
財政的援助等の内容	（宮原幼稚園、Hug-Hug保育園） 1 私立幼稚園運営費補助金 50,254,080円 2 こどもの安心・安全対策支援事業費補助金 525,000円 3 企業内保育所施設整備費補助金 4,916,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人西袋学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月21日 委員監査 令和7年 3月10日（書面）	
財政的援助等の内容	（戸田ひまわり幼稚園） 1 私立幼稚園運営費補助金 50,009,160円 2 こどもの安心・安全対策支援事業費補助金 524,000円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人柏樹会	
所管部局	福祉部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月21日 委員監査 令和7年 3月 3日（書面）	
財政的援助等の内容	（シャローム） 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 33,679,300円 2 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 375,000円 3 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 1,858,800円 4 第2回高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 1,848,500円	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	社会福祉法人太井会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月21日 委員監査 令和7年 3月13日（書面）
財政的援助等の内容	(ケアハウス神根苑) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 31,688,436円 2 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 1,400,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人熊谷福祉の里
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月21日 委員監査 令和7年 3月12日（書面）
財政的援助等の内容	(クイーンズビラ、クイーンズビラ桶川) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 33,083,500円 2 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 4,548,000円 3 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 6,386,100円 4 外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金 406,000円 5 介護職員資格取得支援事業（実務者研修受講料）補助金 86,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人桑の実会
所管部局	総務部、保健医療部、福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月13日 委員監査 令和7年 3月17日（書面）
財政的援助等の内容	(ケアステーション所沢他16施設) 1 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 34,204,503円 2 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 17,371,000円 3 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 13,164,100円 4 私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（遊具等整備） 748,000円 5 社会福祉施設キャリアアップ事業補助金 43,400円 6 障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金 73,950円 7 医療提供施設等光熱費等高騰対策支援金 85,000円 8 障害児送迎の安心・安全対策支援事業補助金 309,000円 9 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 61,571,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人大吉会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 3月 4日 委員監査 令和7年 3月10日（書面）
財政的援助等の内容	（キャンベルホーム、白樺ホーム、クローバーホーム） 1 介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金 190,400,000円 2 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 20,154,000円 3 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金 11,760,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人さきたま会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月19日 委員監査 令和7年 3月10日（書面）
財政的援助等の内容	（みずほの里他14施設） 1 地域密着型サービス等整備助成事業費補助金 73,400,000円 2 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 8,662,000円 3 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 9,227,700円 4 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 6,483,240円 5 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 600,258円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人貴親会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月20日 委員監査 令和7年 3月 5日（書面）
財政的援助等の内容	（憩いの里他11施設） 1 地域密着型サービス等整備助成事業費補助金 51,444,000円 2 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 7,124,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人元気村
所管部局	福祉部、保健医療部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月17日 委員監査 令和7年 3月 5日（書面）
財政的援助等の内容	<p>（翔裕園他11施設）</p> <p>1 地域密着サービス等整備助成事業等補助金 87,370,000円</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 18,094,000円</p> <p>3 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 23,098,000円</p> <p>4 障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金 65,500円</p> <p>5 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金 2,262,760円</p> <p>6 介護職員資格取得支援事業（実務者研修受講料）補助金 837,000円</p> <p>7 医療提供施設光熱費等高騰対策支援金 50,000円</p> <p>8 外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金 595,000円</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人常磐福祉会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月10日 委員監査 令和7年 2月21日（書面）
財政的援助等の内容	<p>（常磐苑、吉見学園、ひかり園、グループホームときわ）</p> <p>1 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 37,158,000円</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 3,718,000円</p> <p>3 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 1,348,900円</p> <p>4 第2回高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 1,359,400円</p> <p>5 障害福祉サービス事業所等に対する新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金 814,000円</p> <p>6 障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業補助金 2,292,900円</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 3月 7日 委員監査 令和7年 3月25日（書面）
財政的援助等の内容	（埼玉聴覚障害者情報センター他4施設） 1 聴覚障害者情報提供施設運営費補助金 30,635,000円 2 聴覚障害者災害時等情報提供ネットワーク構築支援事業補助金 984,000円 3 障害福祉サービス事業所等に対する感染症対策かかり増し経費補助金 1,123,000円 4 障害福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援補助金 1,265,250円 5 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 2,782,000円 6 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 2,085,000円 7 障害児送迎の安心・安全対策支援事業補助金 300,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人育成会
所管部局	福祉部、保健医療部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月25日 委員監査 令和7年 2月27日（書面）
財政的援助等の内容	（白菊苑） 1 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 50,340,000円 2 医療提供施設光熱費等高騰対策支援金 45,000円 3 第2回医療提供施設光熱費等高騰対策支援金 30,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社ウェルオフ
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 3月11日 委員監査 令和7年 3月31日（書面）
財政的援助等の内容	（エクラシア春日部他16事業所） 1 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 90,948,000円 2 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 5,857,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社ウェルオフ東部
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 令和7年 3月11日 委員監査 令和7年 3月31日（書面）
財政的援助等の内容	（エクラシア三郷南他3事業所） 1 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 52,470,000円 2 高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金 2,963,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	有限会社新倉製作所
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 令和7年 3月14日 委員監査 令和7年 3月18日（書面）
財政的援助等の内容	1 原材料価格高騰対策支援事業補助金 7,500,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	金竹株式会社
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 令和7年 3月 5日 委員監査 令和7年 3月10日（書面）
財政的援助等の内容	1 原材料価格高騰対策支援事業補助金 7,500,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	有限会社三基錬工
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 令和7年 2月 7日 委員監査 令和7年 2月12日（書面）
財政的援助等の内容	1 原材料価格高騰対策支援事業補助金 7,500,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	株式会社リコー化成	
所管部局	産業労働部	
監査実施日	職員調査 令和7年 1月31日 委員監査 令和7年 2月21日（書面）	
財政的援助等の内容	1 原材料価格高騰対策支援事業補助金	7,500,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	川越総合卸売市場株式会社	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月14日 委員監査 令和7年 2月27日（書面）	
財政的援助等の内容	1 卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金 2 第2回卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金	8,594,000円 11,700,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社埼玉県魚市場	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和7年 1月28日 委員監査 令和7年 2月10日（書面）	
財政的援助等の内容	1 卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金 2 第2回卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金	4,873,000円 11,331,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社埼玉西部食品流通センター	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月 4日 委員監査 令和7年 2月21日（書面）	
財政的援助等の内容	1 卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金 2 第2回卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金	2,838,000円 8,419,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	株式会社埼玉園芸市場	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和7年 2月27日 委員監査 令和7年 3月17日（書面）	
財政的援助等の内容	1 卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金	9,698,000円
	2 第2回卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金	1,255,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	一般社団法人埼玉県木材協会	
所管部局	農林部	
監査実施日	職員調査 令和7年 1月15日 委員監査 令和7年 1月30日	
財政的援助等の内容	1 県産木材活用住宅等支援事業費補助金	52,360,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	



# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和七年六月二十七日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子

埼玉県監査委員 鈴 木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

# 令和6年度第4回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

## 1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

## 2 監査の対象

### （1）対象事務

令和5年度、令和6年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### （2）対象機関

地域機関 143 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

### （3）実施期間

令和7年1月9日～令和7年1月30日

## 3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

## 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

## 5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関しては是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

### （1）指摘事項 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	大宮北特別支援学校	令和6年3月に実施した中庭遊具定期点検の結果、「異常があり、修繕又は対策が必要」で「使用不可」と判定された遊具について、修繕などの抜本的な対策を行わず継続して使用していたことは、著しく不適切

			であった。
--	--	--	-------

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 1件 (1機関)

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	浦和西高等学校	令和5年度に締結した「浦和西高校グラウンド散水栓設備改修工事」について、契約変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

## 別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター
総務部	上尾県税事務所、朝霞県税事務所、所沢県税事務所、越谷県税事務所
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、越谷環境管理事務所
福祉部	精神保健福祉センター、中央児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、越谷児童相談所、草加児童相談所
保健医療部	草加保健所、坂戸保健所、幸手保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、川越高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	大里農林振興センター、加須農林振興センター、川越家畜保健衛生所、花と緑の振興センター、寄居林業事務所
県土整備部	総合技術センター
都市整備部	川越建築安全センター、越谷建築安全センター
教育委員会	南部教育事務所、西部教育事務所、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、文書館、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、伊奈学園総合高等学校、浦和高等学校、浦和工業高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川越西高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、芸術総合高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、白岡高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、与野高等学校、和光国際高等学校、鷺宮高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾特別支援学校上尾南分校、上尾かしの木特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、騎西特別支援学校北本分校、久喜特別支援学校、久喜特別支援学校白岡分校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、所沢特別支援学校、戸田かけはし高等特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、三郷特別支援学校、三郷特

	別支援学校三郷北分校、毛呂山特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、浦和東警察署、大宮警察署、大宮東警察署、蕨警察署、武南警察署、朝霞警察署、草加警察署、上尾警察署、川越警察署、所沢警察署、西入間警察署、小川警察署、越谷警察署、久喜警察署、吉川警察署

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和七年六月二十七日

埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小 笠 原 薫 子
埼玉県監査委員	鈴 木 正 人
埼玉県監査委員	齊 藤 邦 明

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	秩父環境管 理事務所	令和7年3月7日 (第597号)	令和6年度に締結した「霧藻ヶ峰休憩舎およびトイレ改修工事」について、工事価格等の入力誤りから設計額を100万円以上過少に積算していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事価格等の積算誤りを防ぐため、営繕積算システムを用いて積算することとした。</li> <li>2 チェックシート（工事積算編）を新たに作成し、執行何等の起案時に添付することにより、適正な工事積算を行っているかを複数名で確認する体制を整えた。</li> <li>3 内部統制リスク評価シートに、「工事設計額の過少積算」の項目を追加することによりリスクを明確にし、財務事務上の確認を徹底した。</li> </ol>

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
環境部	秩父環境管 理事務所	令和7年3月7日 (第597号)	令和5年度に締結した「美の山公園維持管理業務委託」について、 契約内容に個人情報保護の取扱いが含まれるにもかかわらず、契約書 に個人情報取扱特記事項を綴じこまず、誓約書の写しを受注者に提出 させていなかったことは不適切であった。	再発防止のため、所内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、 次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約締結時の決裁過程でのチェックシート（契約編）使用を改めて徹 底するとともに、チェックシートに「個人情報取扱」及び「ヒヤリ・ハ ット集の確認」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。加え て、契約書に基づく相手方からの提出書類に漏れがないかを同チェック シートにより複数名で確認することとした。 2 所内全職員を対象に個人情報に関する研修を実施し、どのような情報 が個人情報に該当するかの理解を深めることにより、適正な事務処理の 執行を徹底した。 3 内部統制リスク評価シートに、「個人情報取扱」の項目を追加すること によりリスクを明確にし、財務事務上の確認の徹底を図った。
環境部	秩父環境管 理事務所	令和7年3月7日 (第597号)	令和5年度に締結した「美の山公園道路除雪業務委託①」及び「美 の山公園道路除雪業務委託②」について、両契約とも1者のみに見積 書を依頼しているにもかかわらず、事前に設計金額を通知していたこ とは不適切であった。	再発防止のため、所内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、 次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約締結時の決裁過程でのチェックシート（契約編）使用を改めて徹 底するとともに、チェックシートに「個人情報取扱」及び「ヒヤリ・ハ ット集の確認」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。加え て、契約書に基づく相手方からの提出書類に漏れがないかを同チェック シートにより複数名で確認することとした。 2 所内全職員を対象に個人情報に関する研修を実施し、どのような情報 が個人情報に該当するかの理解を深めることにより、適正な事務処理の 執行を徹底した。 3 内部統制リスク評価シートに、「個人情報取扱」の項目を追加すること



				によりリスクを明確にし、財務事務上の確認の徹底を図った。
環境部	秩父環境管 理事務所	令和7年3月7日 (第597号)	令和5年度に締結した「美の山公園園道路除雪業務委託①」及び「美の山公園園道路除雪業務委託②」について、両契約とも1者のみに見積書を依頼しているにもかかわらず、事前に設計金額を通知していたことは不適切であった。	再発防止のため、所内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約締結時の決裁過程でのチェックシート（執行伺編）使用を改めて徹底するとともに、チェックシートに「1者から見積徴取する場合に設計金額を事前公表していないか」及び「ヒヤリ・ハット集の確認」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 2 所内全職員が改めて財務研修を受講し、財務事務への理解を深めることにより適正な事務処理の執行を徹底した。 3 内部統制リスク評価シートに「事前公表の可否」の項目を追加することによりリスクを明確にし、財務事務上の確認を徹底した。
環境部	環境整備セ ンター	令和7年3月7日 (第597号)	令和5年度に締結した「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価事後調査書作成等業務委託」について、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。	再発防止のため、所内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 執行伺の作成漏れを防ぐため、チェックシート（契約編）に「変更契約に係る執行伺をしたか」及び「ヒヤリ・ハット集の確認」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 2 チェックリスト（自己検査）に、「変更契約に係る執行伺をしたか」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 3 所内全職員が改めて財務研修を受講し、財務事務への理解を深めることにより適正な事務処理の執行を徹底した。 4 内部統制リスク評価シートに、「変更契約に係る執行伺をしたか」の項目を追加することによりリスクを明確にし、財務事務上の確認を徹底した。

環境部	環境整備センター	令和7年3月7日 (第597号)	令和5年度及び令和6年度に締結した「全室素・全リン自動測定装置交換部品代」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったことは不適切であった。	再発防止のため、所内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 請書の徴取漏れを防ぐため、チェックシート（歳出編）に「50万円以上の契約の場合に請書を徴取したか」及び「ヒヤリ・ハット集の確認」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 2 所内全職員が改めて財務研修を受講し、財務事務への理解を深めることにより適正な事務処理の執行を徹底した。 3 内部統制リスク評価シートに「請書の徴取の有無」の項目を追加することによりリスクを明確にし、財務事務上の確認を徹底した。
環境部	環境整備センター	令和7年3月7日 (第597号)	令和5年度に締結した「緑地管理業務委託」について、国又は地方公共団体に該当しない公益財団法人や地方独立行政法人との契約実績により、契約保証金を免除したことは不適切であった。	再発防止のため、所内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 チェックシート（契約編）の契約保証金の欄に「国又は地方公共団体との履行実績のみ免除可」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 2 チェックリスト（自己検査）の契約保証金の欄に「国又は地方公共団体との履行実績のみ免除可としているか」の項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。 3 所内全職員が改めて財務研修を受講し、財務事務への理解を深めることにより適正な事務処理の執行を徹底した。 4 内部統制リスク評価シートに、「契約保証金の免除」の項目を追加することによりリスクを明確にし、財務事務上の確認を徹底した。
教育委員会	熊谷図書館	令和7年3月7日 (第597号)	令和5年度に締結した「埼玉県立図書館システム運用・保守業務」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続きが、業務が開始されてから約9か月間行われていなかったことは不適切であった。	再発防止のため、所属内全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 再委託承諾申請書が提出された際は、複数職員で書類をチェックするとともに、その後の承諾手続きを確認することとした。 2 チェックシート（契約編）に再委託に関する項目を追加し、契約手続

				時に複数名で確認する体制を整えた。 3 チェックリスト（自己検査）に、委託契約に係る再委託状況を確認する項目を追加し、複数名で確認する体制を整えた。
教育委員会	宮代高等学校	令和7年3月7日 (第597号)	令和6年度に締結した「県立宮代高等学校グラウンド改修工事」について、一般競争入札（事後審査型）方式で発注していたにもかかわらず、入札参加資格の審査に当たり、一部の要件を確認せずに落札者を決定したことは不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 一般競争入札となる工事請負契約について、事務着手前に、工事請負契約に関する職場内研修を実施し、校長、事務長、担当で事務処理の流れを確認・理解・共有することとした。 2 開札から落札者決定までの事務処理に当たり、開札手続チェックリスト【一般競争入札（ダイレクト）】を使用し、複数名で確認する体制を整えた。
教育委員会	皆野高等学校	令和7年3月7日 (第597号)	令和6年度に締結した「浄化槽維持管理業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を行うこととした。 1 再委託承諾申請書が提出された際は、校長、事務長、担当で書類をチェックするとともに、その後の承諾手続を確認することとした。 2 チェックシート（契約編）に「再委託の書面による承諾」の項目を追加し、契約手続時に複数名で確認する体制を整えた。 3 契約締結後、契約書写しに、契約書条文に基づく行うべき事務処理を記入することにより、検査・支払等の再委託以外の事項も含め、必要となる手続に漏れがないかを複数名で確認する体制を整えた。